

決議 12.3 (CoP16 で改正) * [仮訳]

許可書および証明書

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択された決議 8.16 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.2（改正）を想起し、

許可書および証明書に関する条約第 6 条の規定を想起し、

偽造および無効な許可書および証明書が不正な目的で使用される頻度が増え、そのような書類の受領を防ぐために適切な処置が必要であることに注目し、

非常に貴重な標本や附属書 I に掲げる種の標本に関する許可書および証明書の発給に関し、締約国が特に慎重に管理する必要性を認識し、

許可書および証明書は紙形式、電子形式またはその両方の形式で発給できることを認識し、

締約国には許可書または証明書を電子形式で発給する義務はないことを認識し、

電子形式で許可書または証明書を発給する締約国は、影響を受ける他の締約国との間で特別な合意に達しない限り、それらを紙形式でも発給する必要があることを認識し、

国際的な規範や基準をともなった許可書および証明書の標準化を改善する必要性を考慮し、

「CITES 電子許可書発給ツールキット」は、共通の国際的に認識された情報交換のための形式、プロトコル、標準、および電子署名に関し、締約国にガイダンスを提供することに留意し、

国内管理当局間の情報交換を促進するために、「CITES 電子許可書発給ツールキット」で概説されている原則を採用する必要があることを認識し、

「CITES 電子許可書発給ツールキット」には、国際標準の進行中の発展を反映するために、更新および改訂が必要であることを認識し、

CITES 許可書および証明書の発給が、附属書に掲げる種の存続に対してその取引が悪影響を与えないことを確約する証明制度の役割を果たすことを認識し、

許可書および証明書に掲載されたデータは輸入のためと同程度に輸出のためにも、標本と書類との一致を確認できるよう最大限の情報を提供しなければなら

いことを自覚し、

標本が輸出された後、輸入のために許可書を提示する

前に有効期限が切れた輸出許可書の受領可能性に関し、条約では何ら指導を提供していないことを認識し、

輸入許可書の最大有効期間を定めるための規定が存在せず、条約の第 3 条 3 項の規定の遵守を確約するために適切な有効期間を定める必要があることを考慮し、

条約第 3 条、4 条、5 条で、附属書に掲げる種の標本の取引は関連書類の事前の発給と提示を必要とするとして規定されていることを想起し、

条約第 8 条 1(b) 項に従い、締約国は条約に違反して取り引きされた標本を没収するかまたは輸出国に返還する準備を整えておく義務があることを想起し、

条約の第 8 条 1(b) 項による義務を遂行するための輸入国による努力が、許可書または証明書を伴わずに輸出国または再輸出国を離れた標本に対する遡及的な許可書または証明書発給により、深刻な妨害を受ける可能性があり、条約の要件を満たさない書類の有効性に関する宣言も同様の効果を与えようであることに留意し、

許可書および証明書の遡及的発給は条約の適切な施行の可能性に対してますます悪影響を与え、違法取引の抜け穴の発生につながることを考慮し、

条約第 7 条 7 項で、一定の状況下で「管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第 3 条、第 4 条、第 5 条の要件を免除し、許可書または証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、標本がこの条文の 2 項または 5 項で特定される分類に該当するものであることを条件とする」と規定されていることを考慮し、

ただし、この免除規定が条約附属書に掲げる標本の国際取引の規制に必要な措置を回避するために使われないことを願い、

多数の生物サンプルの取引が、それらの特別な性質またはそれらの取引の特別な目的を理由として、積み荷の時宜を得た移動を可能にするような許可書並びに証明書の迅速な処理を必要とすることを認識し、

締約国は条約第 8 条 3 項に従い、標本が取引に必要

* 第 13 回、第 14 回、第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

な手続きを最小限の遅延で通過するよう確約する必要があることを想起し、

条約第7条で、条約の規定が適用される前に取得された標本並びに飼育により繁殖させたかまたは人工的に繁殖させた標本の取引に対し、規制レベルを引き下げることに特に規定されていることを認識し、

生物多様性条約の締約国の義務と一致する簡素化された手続きを立案する必要性に留意し、

条約締約国会議は

この決議の次の項を定める。

- I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して
- III. 輸入許可書に関して
- IV. 条約適用前取得証明書に関して V. 原産地証明書に関して
- VI. 移動展示証明書に関して
- VII. 植物衛生証明書に関して
- VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して
- X. ワニの標本の許可書および証明書に関して
- X. サングの標本の許可書および証明書に関して
- XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板」を伴う附属書 II、III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して
- XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して
- XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して
- XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して
- XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

付記 2 標準 CITES 書式一指示と説明

付記 3 移動展示証明書のモデル一指示および説明、連続紙面

付記 4 生物サンプルのタイプとその使用法

I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して

次のとおりに合意する。

- a) 条約第6条および関連決議の要件を満たすため、輸出入許可書、再輸出および条約適用前取得証明書、飼育繁殖および人工繁殖の証明書には（植物衛生証明書がこの目的で使用された場合を除く）、この決議の付記1に特定した情報すべてを記載す

る。

- b) 関与する全締約国が電子形式に同意していることを条件として、許可書および証明書は紙形式または電子形式で発給することができる。
- c) あらゆる書類は、電子形式と紙形式のどちらで発給するかに関わらず、条約で使用される言語（英語、スペイン語、フランス語）のうち一以上、および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも発給する。
- d) あらゆる書類はそれがどのようなタイプの書類であるか（輸入または輸出許可書、再輸出または条約適用前取得証明書、飼育繁殖または人工繁殖の証明書）を示す。
- e) 電子形式と紙形式のどちらで発給するかに関わらず、許可書または証明書に申請者が署名する部分がある場合、手書きの署名または電子書類の場合は電子形式でそれに相当するものがない場合、その許可書または証明書は無効とする。
- f) 許可書または証明書の一部として付記が添付されている場合、その旨とページ数を許可書または証明書に明瞭に示し、付記の各ページに次の事項を記載する。
 - i) 許可書または証明書の番号と発給日、および
 - ii) 書類を発給する当局の手書きの署名、および、できれば型押しした判または押印、または電子形式でそれに相当するもの、および
 次のとおりに勧告する。
 - a) 許可書および証明書の書式の変更、既存書類の重刷、新規書類の導入を希望する締約国は最初に事務局に助言を求める。
 - b) 締約国は許可書および証明書の内容および実行可能な範囲で、書式を本決議の付記2として添付した標準書式に適合させる。
 - c) 電子許可書および証明書を使用中または開発中の締約国は、「CITES 電子許可書発給ツールキット」で推奨された標準を採用する。
 - d) 外部資金獲得を条件として、事務局はそれを必要とする締約国のためにセキュリティ用紙への許可書および証明書の印刷を手配する。
 - e) 悪用または不正使用を避けるために、締約国は CITES 書類と同じ書式を国内取引証明書に使わない。
 - f) 追跡および年次報告の目的のために、許可書および証明書の番号は可能であれば次の形式で14文字までに制限する。

WWxxYYYYYY/zz

ここで WW は発給年の末尾 2 桁、xx は 2 文字の ISO 国番号、YYYYYY は 6 桁の連番、zz は締約国が国内での照会目的に使用できる 2 桁の数字または文字あるいは数字と文字の組合せを表す。

g) 締約国は各許可書および証明書に次のコードを使って取引の目的を明記する。

- T 商業
- Z 動物園
- G 植物園
- Q サーカスまたは移動展示
- S 科学研究
- H ハンティングトロフィー
- P 私人
- M 医療（生物医学研究を含む）
- E 教育
- N 野生への再導入または導入
- B 飼育繁殖または人工繁殖
- L 法執行／司法／科学捜査

h) この決議で用いる「ハンティングトロフィー」という用語は、以下のような動物の全体または動物の容易に認識可能な部分または派生物であって、添付する CITES 許可書または証明書に指定されているものを意味する。

- i) 未加工、加工または製造されたもの。
- ii) 狩猟者の個人的使用のために、狩猟を通じて狩猟者が合法的に取得したもの。
- iii) 原産国から最終的に、狩猟者が普通に居住する国までの移動の一部として、狩猟者により、または狩猟者に代わりに、輸入、輸出または再輸出されるもの。

i) 標本の出所は次のコードで示す。

- W 野生から取得された標本
- X 「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境」で採取された標本
- R ランチング標本：卵または幼体として野生から取得され、制御された環境で育てられた動物の標本であって、制御された環境で育てられないと、野生では成体に育つまで生き残る確率がきわめて低かったと考えられるもの。
- D 議 12.10 (CoP15 で改正) に従い、事務局の登録簿に登録された事業において、商業目的で飼育繁殖させた附属書 I の動物、および商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I の植物、およびそれらの部分並びに派生物で、条約第

7 条 4 項の規定に従い輸出されたもの。

- A 決議 11.11 (Cop15 で改正) の a) 項に従い人工的に繁殖させた植物およびその部分および派生物で、条約第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）
- C 決議 10.16 (改正) に従い飼育により繁殖させた動物およびその部分および派生物で、条約の第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの
- F 決議 10.16 (改正) における「飼育により繁殖させた」の定義を満たさない飼育下で生まれた動物 (F1 またはその後の世代) およびその部分および派生物
- U 出所不明（正当な理由を示さなければならない）
- I 没収または押収された標本
- O 条約適用前取得標本
- j) 取引される標本のタイプを示すための用語並びにコードが許可書および証明書に使われている場合、これらは事務局の最新の「ワシントン条約年次報告書の作成および提出のためのガイドライン」で規定された用語並びにコードに従い、使われる計測単位もこれらのガイドラインに従う。
- k) 全締約国が、電子形式の許可書および証明書の開発および使用を考慮する。
- l) 全締約国が、紙形式の許可書および証明書を使用するにあたり、セキュリティペーパーの使用を考慮する。m) まだ行っていない締約国は、各許可書および証明書にセキュリティスタンプを貼付する。
- n) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されている場合、署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）によって取り消すことができ、かつ、スタンプの番号も書類に記録する。
- o) 許可書および証明書発給の際、締約国は締約国会議で種の名称を示すために採用された標準学名に従う [決議 12.11 (Cop16 で改正) を参照]。
- p) まだそれを行っていない締約国は許可書および証明書に署名する権限を与えられた人物の氏名およびそれらの人物の署名のサンプル 3 件を事務局に通報し、かつ、全締約国はそれを変更してから 1 ヶ月以内に、すでに署名の権限を与えられた人物の一覧表に追加された人物の氏名、署名がもはや有効でない人物の氏名、変更が効力を持った日付を

通報する。

- q) 使われる輸送手段が「船積貨物運送状」または「航空貨物運送状」を必要とする場合、その書類の番号を許可書または証明書に明記する。
- r) 各締約国は他の締約国に直接または事務局を通じて、条約第 14 条 1(a) 項に従い同国が設けている一層厳重な国内措置について通知し、かつ、それを通知された締約国はそれらの措置に反するような許可書および証明書の発給を控える。
- s) 許可書または証明書の取消、紛失、盗難、または破損が起きた場合、それを発給した管理当局はただちに目的地国の管理当局および商業的出荷に関しては事務局にも通知する。かつ、
- t) 許可書または証明書が、取消、紛失、盗難、または破損が起きたかまたは有効期限の過ぎた書類を交換するために発給される場合、交換された書類の番号および交換の理由を示す。
- u) 管理当局が複数の CITES 掲載種の部分または派生物を含む製造品に関する許可書または証明書を発給するとき、できる限り以下のことを行う。
 - i) 取り引きされる製造品のタイプごとに 1 点の許可書または証明書を発給する。
 - ii) 許可書または証明書が複数の CITES 掲載種を含む製造品に関するものであるという表示を付ける。
 - iii) 許可書または証明書に、製造品に含まれる部分または派生物のすべての CITES 掲載種を列挙する。
 - iv) 名称を示した各種に関し、製造品のタイプおよび製品に含まれる CITES 標本のタイプを示す。
 - v) 許可書または証明書の対象である製造品の合計数を明瞭に示す。

II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して

再輸出証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 原産地、原産地の輸出許可書番号、その発給日。および
 - b) 最後の再輸出国、その国の再輸出証明書番号、その発給日。
- またはその必要性が生じた場合、
- c) 前述の情報が省略されたことの正当な理由の提出。
- 次のとおりに勧告する。

- a) 輸出者は意図する輸出時点の直前に許可書を申請するよう推奨する。
- b) 管理当局は、各許可書により輸出される標本の数または量に関する正確な情報を要求し、かつ、数または量が実際に輸出される数または量を正確に反映しない許可書の発給を、可能な限り回避する。
- c) 未使用の許可書の差し替えが要求された場合、発給した当局に原本を返却した場合にのみ差し替えが行われるが、原本の紛失が報告された場合はその限りではない。後者の場合、発給した管理当局は目的国の管理当局に対し、許可書原本が取り消され、差し替えられたことを通知する。
- d) 輸出許可書で認可された量よりも少ない数または量の標本を輸出するために許可書を使ったと輸出者が主張し、残りを輸出するために別の許可書を要求した場合、管理当局は新規許可書を発給する前に、すでに輸出した数または量の証拠を取得する（有効輸出許可書の写しや、許可書原本を使い輸入された標本の数または量に関する目的国の管理当局による確認など）。
- e) 輸出される標本と再輸出される標本は、どの標本が輸出され、どの標本が再輸出されるかが明瞭に示されない限り、同一の書類上に記載しない。
- f) 輸入されて以来形が変わっていない標本に対して再輸出証明書が発給された場合、使われる計測単位は、輸入の際に受領された許可者証明書で使われたものと同一の単位とする。
- g) 条約第 3 条 3 項、第 4 条 4 項、第 5 条 3 項、第 6 条 2 項の規定は、輸出許可書または再輸出証明書がそれを受けた日から 6 ヶ月の期間内のみ有効であり、その有効期間中を除き、輸出、再輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと解釈される。
- h) 6 ヶ月の有効期間の期限が切れた後は、木材種に関する第 11 節で言及される場合を除き、輸出許可書または再輸出証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。
- i) 標本が以前に没収されたものでない限り、国内法に従って輸入された場合も、違法に取得されたことが知られている標本に対しては輸出許可書または再輸出証明書は発給されない。
- j) 締約国は標本が原産国で合法的に取得されたものではないと信じる根拠を有する場合、いかなる標本の輸入も認可しない。
- k) 主として商業目的の使用であり、標本が CITES 登

録繁殖事業に由来したものでない時に輸出許可書の発給を避けるために、締約国は附属書 I の標本の原産地を確認する。

- 1) 可能な限り、書類および積荷の検査は輸出時に行う。これは生きて動物の積荷については必須とみなされる。

CITES 規定の免除を受けて原産国から輸出された植物標本がその資格を失った場合、原産国はその標本が免除の資格を失った最初の国とみなされることに合意する。

そのような事例において有用と考えられる場合、締約国は再輸出証明書の第 5 欄に「CITES 規定の免除の下で合法的に輸入された」という文を追加し、さらに、それがどの免除を指すかを明記できることにさらに合意する。

III. 輸入許可書に関して

附属書 I に掲げる種の標本に対する輸入許可書には、他のものに加え、その標本が主に商業目的に使われないこと、かつ、生きている標本の場合には受領者がそれらを収容し、それらの世話をするために適切な設備を持つという証明を記載できることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第 3 条 2 項並びに 4 項の規定は、輸入許可書がそれを受けた日から 12 ヶ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- b) 12 ヶ月の有効期間の期限後、輸入許可書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

IV. 条約適用前取得証明書に関して

条約適用前取得証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 証明書の対象である標本が条約適用前に取得したものであること。および
- b) 第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）および第 16 回締約国会議（バンコク、2013 年）で採択された決議 13.6（CoP16 で改正）による定義に従う標本取得日付。

V. 原産地証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 III に掲げる輸出する種の標本の原産地証

明書は条約の許可書または証明書を与える権限を持つ管理当局によって発給されるか、または取引が非締約国によるものである場合は権限ある当局のみによって発給され、かつ、そのような当局によって発給されたものでない限り締約国は原産地証明書を受領しない。

- b) 条約第 5 条 3 項の規定は、原産地証明書がそれを受けた日から 12 ヶ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- c) 12 ヶ月の有効期間の期限後、原産地証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

VI. 移動展示証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) この決議の目的のために、「移動する展示会」という用語は、移動動物園、サーカス、動物展、博物館展示、オーケストラ、植物展、その他の展示を含む。
- b) 国内に本拠地を置き、管理当局に登録し、展示目的のみのために他の国に CITES 掲載種の標本を輸送することを望む移動展示に所属する CITES 標本に対し、各締約国は移動展示証明書を発給するが、ただし、それらが合法的に取得されたものであり、展示が本拠地を置く国に返却され、かつ、次のとおりであることを条件とする。
- i) 1975 年 7 月 1 日より前、またはその種が条約附属書に掲載された日より前に取得された。
- ii) 決議 10.16（改正）の定義に従い飼育により繁殖させた。または
- iii) 決議 11.11（Cop15 で改正）の定義に従い人工的に繁殖させた。
- c) 移動展示証明書は本決議の付記 3 に掲げるモデルに基づくものとする。それらは条約で使用される言語（英語、スペイン語、フランス語）のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- d) 移動展示証明書には目的コード「Q」を記載し、かつ、5 欄またはモデル書式を使わない場合は別の欄に次の文を記載する。「この証明書の対象となる標本は、展示の本拠地が置かれ登録されている国以外のいかなる国においても、販売またはそれ

以外の方法で譲渡することはできない。この証明書は譲渡できない。標本の死亡、盗難、破壊、紛失、販売またはその他の方法による譲渡が起きた場合、この証明書はただちに所有者により発給管理当局に返却しなければならない。」

- e) 生きた動物各々に対して個別の移動展示証明書を発給しなければならない。
- f) 生きた動物以外の標本の移動展示については、管理当局は各標本に対してモデル書式の 9 欄から 16 欄の情報すべてを記載した目録を添付する。
- g) 移動展示証明書は、その対象となる個々の標本について複数回の輸入、輸出、再輸出を可能にするために、それを受けた日付から 3 年間有効とする。
- h) 締約国は移動展示証明書を当該標本が発給管理当局に登録されている証拠とみなし、その標本の国境を越えた移動を許可する。
- i) 各国境検問所で、締約国は移動展示証明書に認可スタンプと検査官の署名で裏書きし、証明書は標本に添付したまま残す。
- j) 輸出／再輸出および輸入の際に、締約国は移動展示を綿密に検査し、特に生きた標本を負傷、健康に対する害または残酷な取扱いの危険性を最小限に抑える形で輸送し、かつ、世話をしているかどうかに留意する。
- k) 展示が入国する各国の当局が移動展示証明書と輸入される標本とが一致することを確認できるような方法で標本がマークされるかまたは特定されることを締約国は要求する。
- l) ある国に滞在中、展示が所有する動物が出産した場合、その国の管理当局に通達し、管理当局は条約許可書または証明書のいずれか適切な方を発給する。
- m) ある国に滞在中、標本の移動展示証明書の紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた場合、その書類を発給した管理当局のみが写しを発給することができる。この文書証明書の写しには可能であれば書類原本と同じ番号、同じ有効日付を記し、次の文を記載する。「この証明書は原本の真の写しである。」かつ、
- n) 締約国は年次報告書に当該年内に発給された全移動展示証明書の一覧表を記載する。

VII. 植物衛生証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 人工的に繁殖させた附属書 II の標本の輸出に関し

て植物衛生証明書の発給を管理する業務について考慮した上で、そのような業務により、標本が人工的に繁殖させた（決議 11.11 (Cop15 で改正) の定義に従い) という十分な保証が与えられると判断した締約国は、それらの書類を条約第 7 条 5 項に従う人工繁殖証明書とみなすことができる。その証明書には、種の学名、標本のタイプ並びに量を記載し、スタンプ、印章またはそれに相当する電子的なものまたはその他、標本が CITES の定義に従い人工的に繁殖させたことを表明する特別な表示をつけなければならない。

- b) 植物衛生証明書を人工繁殖証明書として使用する締約国は事務局に通知し、使われた証明書、スタンプ、印章などの写しを提供する。
- c) 植物衛生証明書は当該標本の人工繁殖を行った国から輸出する目的のためだけに使われる。およびある締約国が、附属書 II の種の人工繁殖させた植物の輸出のために植物衛生証明書を発給するのを確認した場合、全締約国にそれを通知するよう事務局に命じる。

VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 I に掲げる種の標本の非商業的目的での国別輸出割当量および／または附属書 II および III に掲げる種の標本の国別輸出割当量を自発的に定めた締約国は、輸出許可書を発給する前に割当量を、また、それに対して変更を加えた場合はただちにその変更を、事務局に通知する。
- b) 年間輸出割当量を設定したのが国であるか締約国会議であるかを問わず、年間輸出割当量の対象となる種の標本について発給された各輸出許可書には、当年について設定された全割当量を示し、その割当量に準拠しているという証明を記載する。この目的のために、締約国は当年にすでに輸出された標本の合計数または合計量（当該許可書によるものを含む）および割当量の対象となる種および標本に関する輸出割当量を明記する。
- c) 締約国会議、常設委員会または事務局により要求された場合、締約国は事務局に対し、割当量の対象である種に対して発給された許可書、電子文書や書類の写しを送付する。

IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) タグを付けたワニ皮の取引が認可された場合、タグ上と同一の情報を許可書または証明書にも記載する。
- b) 締約国会議によって承認された割当量の対象となるワニ目の種の場合、発給管理当局の要件に従い皮にタグを付け、それらのサイズを記録しない限り、皮に対する許可書または証明書は発給されない。
- c) ワニ皮に対する許可書または証明書に記載された情報に不一致が起きた場合、輸入締約国の管理当局はただちに輸出／再輸出締約国の管理当局に連絡し、それが本決議および決議 11.12 (Cop15 で改正) によって要求される情報の量から発生する純粋な誤りかどうかを確認し、その場合は、その取引の関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。
- d) 小型のワニ革製品に関し、締約国は、この決議の XII で規定する許可書および証明書を発給するための簡素化した手続きを通じ、この取引に関わる管理上の負担を軽減するための措置を考慮する。
- e) 小型のワニ革製品に関し、より厳格な国内措置として輸入許可書を義務づけている締約国は、野生動物種の取引が、それらの存続に対して有害とならないよう確保するという条約の目的を達成する上で、それらが効果的であるか否かを決定するために、それらの要件を再検討すること。

X. サンゴの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) CITES の「属レベルまでの識別が許容されるサンゴ分¹の最新リストに掲げる属の石サンゴの標本の取引を許可するために発給される許可書および証明書に関し、種を容易に判定できない場合は、標本を属レベルで記録することができる。このリストは事務局が維持し、動物委員会の合意を得て、改定することができる。
- b) サンゴ岩 [決議 11.10 (Cop15 で改正) の付記に定義される] であることは即座に認識できるが、属は即座に決定できない標本の取引に対する許可書および証明書において、標本の学名は「Scleractinia」とする。
- c) 目レベルまでのみ特定されたサンゴ岩 (決議 11.10 の付記の定義による) の輸出の認可を希望

する締約国は、条約第 4 条 2(a) 項に従いサンゴ岩に対する無害の決定を下せないという観点から、第 4 条 3 項を適用する。

- d) サンゴ岩の輸出を認可する締約国は、
 - i) 年次輸出割当量を確定し、この割当量を締約国に配布するために事務局に通報する。かつ、
 - ii) 自国の科学当局を通じ、モニタリング計画に基づき、その標本の抽出によって影響を受ける生態系においてそのサンゴ岩が果たす役割に対し、輸出が影響を与えないという評価を下す (事務局からの要求に応じて提出可能とする)。
- e) クロサンゴ (black coral) の加工した標本の取引に関する許可書および証明書に関し、種を容易に判定できない場合は、標本を属レベルで記録することができ、属を容易に判定できない場合は、その標本の学名を「Antipatharia (ツノサンゴ目)」とする。
- f) 未加工のクロサンゴおよび生きているクロサンゴは、取引において引き続き種レベルまで識別すること。

XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板」を伴う附属書 II、III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して

輸出許可書または再輸出証明書の有効性を発給日から 6 ヶ月間という通常の最大期限を越えて延長できるようにすることを勧告する。ただし、次のことを条件とする。

- a) 積み荷は許可書または証明書に記載される期限日前に最終目的地の港に到着したが、保税地域内に留め置かれている (つまり、輸入されたとはみなされない)。
- b) 期間延長が許可書または証明書の期限日から 6 ヶ月を超えず、以前に延長が認められたことがない。
- c) 適切な執行官が、輸出許可書または再輸出証明書上の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に到着日および新規期限日を記載し、その変更を公式のスタンプまたは印章並びに署名またはそれに相当する電子的なもので証明した。
- d) 積み荷は延長が承認された時点および新規期限日よりも前にそれが置かれていた港から消費のために輸入される。かつ、
- e) 上記 c) 項に従い修正された輸出許可書または再輸出証明書の写しが、年次報告書を修正するために

1 この決議が発効した時点 (2012 年 6 月 12 日) で、最新の一覧が事務局通達 No.2012/047 の中で公開されている。

輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

さらに、本決議の付記 1、d) 項に従い、(再) 輸出者および輸入者の完全な氏名および住所を記載した許可書または証明書は、それが発給された対象である国以外の国への輸入のために受領しないよう勧告する。ただし、次の場合を除く。

- a) 輸出または再輸出される標本の実際の数量が許可書または証明書の指定欄に記載され、輸出または再輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名で証明されている。
- b) 上記 a) 項に言及した正確な数量が輸入される。
- c) 積み荷の船積貨物運送状の番号が許可書または証明書に記載されている。
- d) 輸入の際に、許可書または証明書の原本と併せて積み荷の船積貨物運送状が管理当局に提示される。
- e) 輸入が輸出許可書または再輸出証明書発給後 6 ヶ月以内、または原産地証明書発給後 12 ヶ月以内に行われる。
- f) 許可書または証明書の有効期間がまだ延長されていない。
- g) 輸入国の管理当局が許可書または証明書の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に次の文を記載し、スタンプまたは印章並びに署名で証明する。

「決議 12.3 (Cop16 で改正) (XI) に従い、[国名] への輸入を [日付] に許可した」、かつ

- h) 上記 g) 項に従い修正された許可書または証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用 に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 当該種の保護に対して無視できる程度の影響しか与えないかまたはまったく影響を与えない取引の円滑化および促進のために、締約国は簡素化した許可書および証明書発給手続きを使う。次のような例がある。
 - i) 本決議の付記 4 に特定されたタイプとサイズの生物サンプルが緊急に必要とされる場合
 - A. 個別の動物のために
 - B. 当該種または附属書に掲げる他の種の保護の

ために

- C. 司法または法執行の目的で
- D. 附属書に掲げる種の間で感染する病気の予防のため、または
- E. 診断または識別の目的で
- ii) 条約第 7 条 2 項に従う条約適用前取得証明書発給のため
- iii) 条約第 7 条 5 項に従う飼育繁殖または人工繁殖証明書発給のため、または第 7 条 4 項に言及された標本に対する条約第 4 条に従う輸出許可書または再輸出証明書発給のため
- iv) その他、簡素化した手続きの使用に値すると管理当局が判断した場合
- b) 締約国は、上に概説した状況下で許可書および証明書発給に関する手続きを簡素化するために、次のことを行う。
 - i) 簡素化した手続きの恩恵を受ける可能性がある人物並びに団体、および簡素化した手続きに従いそれらが取り引きする可能性がある種の登録簿を維持する。
 - ii) 登録した人物並びに団体に対し、輸出許可書については 6 ヶ月まで、輸入許可書または再輸出証明書については 12 ヶ月まで、条約適用前取得証明書および飼育繁殖または人工繁殖証明書については 3 年まで有効な部分的に記入された許可書および証明書を提供する。かつ、
 - iii) 管理当局が 5 欄またはそれと同等の場所に以下の事項を記載した場合、登録した人物または団体が CITES 書類に特定の情報を記入することを認可する。
 - A. 登録した人物または団体が各積み荷に関して記入することを認可された欄の一覧表。一覧表に学名が記載される場合、管理当局は許可書または証明書に、または添付される付記に、承認された種の目録を記載しなければならない。
 - B. 特別な条件、および
 - C. 書類に記入した人物の署名欄または電子的にそれに相当する箇所
- c) 現在の決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの取引に関し、その目的がこの部分の a) 項に特定された目的のいずれかである場合、容器に「CITES 生物サンプル」および CITES 書類番号を特定する税関ラベルなどのラベルを貼付することを条件として、積み荷が輸出ま

たは再輸出された時点ではなく、書類を受けた時点で有効と確認された許可書および証明書が受領される。かつ、

- d) 本決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの輸出に関する申請の処理にあたり、科学当局は生物サンプルの輸出または輸入がその種の存続に対して有害であるかどうかを判断するために、附属書 I または II に掲げる種の標本の収集による影響を考慮し、そのような生物サンプルの複数の積荷を対象とする包括的な有害でないという助言を作成する。

XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 輸出国または再輸出国の管理当局は
- i) CITES 許可書、および証明書を遡及的に発給しない。
 - ii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、必要な CITES 書類を伴わずに国を離れた標本の輸出または再輸出の合法性に関する宣言を与えない。
 - iii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、輸出、再輸出または輸入の際に条約の要件を満たさなかった許可書または証明書の合法性に関する宣言を与えない。
- b) 輸入国の管理当局または通貨あるいは積み替え国の管理当局は、遡及的に発給された許可書または証明書を受領しない。
- c) 上記 a) および b) に従う勧告の例外は附属書 I の標本に関しては許されず、附属書 II および III の標本に関しては、輸出（または再輸出）および輸入両国の管理当局が両国において調査を即時にかつ徹底的に行い、互いに密に協議した後、次のことを確認した場合にのみ許される。
- i) 発生した不正が（再）輸出者または輸入者に起因するものかどうか、または手回り品または家財品として輸入または（再）輸出された標本の場合（当決議の目的から、所有者と共に旅行する生きたペットを含む）、管理当局は関連執行当局と協議し、それが純粋な過失であったことを示す証拠があり、詐欺を行う試みはなかったと確認する。かつ
 - ii) 当該標本の輸出（または再輸出）および輸入は、それ以外の点では条約および輸出（または再輸出）および輸入国の関連法を遵守して

いること。

- d) 例外が許される場合は必ず
- i) 許可書または証明書に、それが遡及的に発給されたことを示す。かつ、
 - ii) 上記 c) の範囲内で行われる緩和の理由が許可書または証明書の条件に明記され、事務局にその写しが送られ、またそれらが事務局への隔年報告書に掲載される。
- e) 上記 c) i) 項で言及した手回り品または家財品について遡及的許可書が発給された場合、締約国は遡及的許可書の発給に関する全般的禁止の免除を与える権限が悪用されないよう保証するために、適切であれば、それに続く 6 カ月以内に行われるその後の販売に対して科される罰則ならびに制約に関する規定を設ける。かつ
- f) 許可書および証明書を遡及的に発給する上記の自由裁量権は、常習者に役立つようには与えない。

XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書に対して変更（こすり消されている、削除されている、かき消されているなど）、修正または横線での取消が行われていた場合、その変更、修正または横線での取消の真正性が、その書類を発給した当局のスタンプ並びに署名、またはそれに相当する電子的なもので立証されていない限り、締約国はその受領を拒否する。
- b) 変則性が疑われた場合は必ず、締約国は発給および／または受領された許可書または証明書を交換し、その真正性を確認する。
- c) 文書の許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されており、セキュリティ・スタンプが署名並びにスタンプまたは印章によって取り消されていない場合、締約国はその書類を拒否する。
- d) 現在の決議で特定された必要な情報すべてが記載されていない書類、許可書または証明書の有効性に疑いを持たせるような情報が記載された書類を含め、無効な許可書または証明書の受領を締約国は拒否する。
- e) 締約国は当該種（適宜、亜種も含む）の学名を示していない許可書および証明書の受領を拒否する。ただし、次の場合を除く。

- i) 上位分類学名の使用を認められると締約国会議で合意された。
- ii) 発給した締約国が、それが十分正当であることを明らかにすることができ、それが正当である理由を事務局に通報した。
- iii) 特定の加工製品が、種の水準まで特定できない条約適用前の取得標本を含む。
- iv) 2000年8月1日よりも前に輸入されたテグー属 *Tupinambis* の種の加工した皮またはその部分が再輸出される場合は、*Tupinambis* spp. と示すだけで十分である。
- f) 輸出許可書および再輸出証明書は、税関などの検査官が、書類の輸出裏書欄に数量、署名、スタンプを入れて裏書きする。輸出時に、輸出書類が裏書きされていない場合、輸入国の管理当局は輸出国の管理当局と連携し、酌量すべき状況または書類を考慮し、書類の受理可能性を決定する。
- g) 締約国は許可書または証明書の受領を拒否した場合、その原本または電子形式の写しを保管するか、またはそれが国内法に遵守していない場合は、その書類、特にセキュリティスタンプを、望ましくは穴を開けるなど、元に戻せない方法で取り消すか、または電形式の書類を取消として登録する。
- h) 締約国は輸出または再輸出のために発給された許可書または証明書の受領を拒否した場合、ただちに輸出または再輸出国に通知する。
- i) 締約国は輸出または再輸出のために発給した許可書または証明書が拒否されたことを通知された場合、問題の標本が違法取引に使われないよう確約するための措置を講じる。
- j) 許可書または証明書の原本が認可された取引のために被許諾者によって使われない場合、締約国はその書類の違法使用を防止するために、それが被許諾者によって管理当局に返却されることを確実にし、電子形式の許可書または証明書の場合は、発給した管理当局に通達を送付し、電子形式の許可書は未使用として登録される。および
- k) 締約国は許可書の正当性を確認するために受け取る E メールならびにファクスを注意深く確認し、そこに記載された数字を含む情報が CITES Directory のそれと一致することを確保する。
- l) CITES 許可書または証明書の真正性および有効性を確認するための要請を輸入国から受けたとき、輸出国または再輸出国は要求を受け取った日から 15 日以内に対応するよう、可能な限り努力する。

- m) 輸入国から要求を受けた日から 15 日以内に、輸出国または再輸出国が CITES 許可書または証明書の有効性を確認できない場合、要求を受けた日から 15 日以内に仮の対応をし、その後、可能な限り早急に最終的な対応をする。確認のための期間は 30 日間を超えてはならない。かつさらに、管理当局に対し、織物の裏側に「the Convenio para la Conservacion y Manejo de la Vicuna (ビクーニャの保護並びに管理に関する協定)」の加盟国であるこの種の生息国により採用されたロゴと、織端に「VICUNA-COUNTRY OF ORIGIN ビクーニャー原産国」という表示を付いているか、または、それが条約適用前のビクーニャの毛を含む織物である場合にのみ、ビクーニャの織物の輸入を認可するよう勧告する。

以下の場合、事務局に確認するよう締約国に求める。

- a) 疑わしい貨物に伴った許可書の正当性について深刻な疑念がある時。および
- b) 飼育繁殖または人工繁殖と申告された附属書 I の種の生きた標本の輸入を受け入れる前。および

XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

次のように勧告する。

- a) 以下に記す手続きの目的のために、「サンプル収集物」という用語は合法的に取得した死んだ標本、附属書 II または III に掲げる種の部分ならびに派生物、附属書 II の標本とされる、商業目的で飼育繁殖または人工繁殖させた附属書 I の種で、販売またはその他の方法で譲渡する資格がなく、その移動が最初に認可された国に戻される前に展示目的で国境を越えるものの収集物を意味する。かつ
- b) そのようなサンプル収集物は「輸送中」とみなされ、次の条件で、決議 9.7 (CoP13 で改正) で説明された第 7 条 1 項に明記した特別規定下で取引される。
 - i) サンプル収集物は ATA カルネの対象となり、標準の CITES 許可書が添付され、そこには適宜、「輸出」「再輸出」または「その他」のいずれかに関する許可書または証明書であることが示され、さらに、その書類が「サンプル収集物」のために発給されたことが明瞭に明記される。
 - ii) 第 5 欄またはそれに相当する場所に、「この書類はサンプル収集物を対象とするものであり、有効な ATA カルネが添付されていない限り無

効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発給した国の外で販売またはそれ以外に譲渡することはできない」と明記する。添付される ATA カルネの数を記録し、必要に応じ、これは税関または CITES 書類を裏書きする責任を持つその他の CITES 執行係官が記入することができる。

- iii) 輸入者および輸出者または再輸出者の氏名と住所（国を含む）は同一とし、第 5 欄またはそれに相当する場所に、訪れる国の名前を示す。
- iv) そのような書類の失効日はそれに添付された ATA カルネの失効日以前とし、有効期間はそれが認められた日から 6 ヶ月以内とする。
- v) 国境を越えるたびに、締約国は CITES 許可書または証明書の存在を確認し、ただし、それをその収集物に添付したままに保ち、ATA カルネが税関係官によって公認されたスタンプと署名で正しく裏書きされていることを保証する。かつ
- vi) 締約国は最初の輸出または再輸出およびその返却の時点で CITES 許可書または証明書およびサンプル収集物を綿密に調べ、収集物に変化がないことを保証する。

次のように合意する。

- a) そのような許可書または証明書は譲渡不可であり、ある国での滞在中に紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた時は、それを発給した管理当局のみが、原本に代わるものとして、複製または新規書類を発給できる。複製の場合、原本と同じ番号、および可能な限り同じ有効日付を付け、「この書類は原本の真の写しである」と記述する。新規書類の場合、それが番号 xx の原本に代わるものであることを記述する。
- b) 収集中の標本が盗難、破壊、紛失された場合、書類を発給した管理当局およびそれが起きた国の管理当局にただちに通報する。かつ
- c) ATA カルネの使用を認知しないかまたは許可しない締約国は、サンプル収集物の輸出、再輸出、輸入に関する通常の CITES 手続きに従う。かつ

次に列挙した決議を廃棄する。

- a) 決議 8.16（京都、1992 年）－「生きた動物の移動展示」
- b) 決議 10.2（改正）（ハラレ、1997 年、ギギリ、2000 年で改正）－「許可書および証明書」
- c) 決議 11.6（CoP13 で改正）（ギギリ、2000 年、バンコク、2004 年で改正）－ビクーニャの織物の取引。

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

- a) 条約の完全な名称とロゴ
- b) 許可書を発給する管理当局の完全な名称と住所
- c) 一意の管理番号
- d) 輸出者と輸入者の完全な名称と住所
- e) 採用された標準命名法に従い標本が属する種（または当該分類群がどの附属書に掲げられているかを判断する上で関係する場合は亜種）の学名
- f) 事務局が配布した標本の学名を用い、条約で使用される 3 言語のいずれかで記された標本の記述
- g) 標本がマークされている場合または締約国会議の決議でマーキングが指定されている場合（ランチングから取得された標本、締約国による割当量承認の対象となる標本、附属書 I に掲げられ商業目的で飼育される動物を繁殖させる事業から産出された標本など）、または、マイクロチップ・トランスポンダーでマークされている場合、マイクロチップのコード、トランスポンダー製造業者の名

称、および、可能であれば、標本中のマイクロチップの位置

- h) その種または亜種または個体群が掲げられる附属書。注：これは当該標本を別の附属書に掲げる標本と見なす場合も変わらない。例えば、商業目的のために飼育繁殖された附属書 I の種の標本は、附属書 II に掲げる種の標本と見なすが、種は附属書 I に掲げられた状態を維持し、これは許可書または証明書で指定される。
- i) 標本の出所
- j) 標本の量、および必要に応じて用いた計測単位
- k) 発給日および有効期限
- l) 紙の許可書および証明書またはそれに相当する電子形式の許可書および証明書に関しては、署名者の氏名および手書きの署名
- m) 管理当局のエンボス印章またはインクスタンプまたはそれに相当する電子的なもの

- n) 許可書が生きている標本を対象とする場合、IATA「生きている動物に関する規則」(動物に関し)、IATA「生鮮品に関する規則」(植物に関し)、または空輸以外の輸送の場合は、「生きている野生動物の空輸以外の手段による運搬に関する CITES ガイドライン」に、輸送条件が従う場合にのみ、許可書は有効であるという表示。
- o) 許可書が商業的目的の飼育繁殖または人工繁殖を営む事業から産出される附属書 I に掲げる種(条約第 7 条 4 項)の標本を含む場合、事務局がつけ

たその事業の登録番号およびそれが輸出者でない場合はその事業の名称

- p) 輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名によって証明された輸出される標本の実際の量

原産地証明書のみに記載すべき情報

- q) 標本が証明書を発給した国を原産とするという表示

付記 2 標準 CITES 書式

(訳注：省略)

付記 3 移動展示証明書のモデル

(訳注：省略)

付記4 生物サンプルのタイプとその使用法

サンプルのタイプ	通常のサンプル量	サンプルの使用法
血液、液状	抗凝血薬とともに全血数滴または 5 ml を試験管にとる。36 時間で質が低下する可能性がある。	病気の診断のための血液検査と標準生化学検査、分類研究、生物医学研究
血液、乾燥（塗沫）	顕微鏡標本用スライド上に血液 1 滴を塗り広げる。通常、化学固定剤で固定する。	血球の計数と病気を引き起こす寄生虫のスクリーニング
血液、凝血（血清）	試験管に血液 5 ml をとる。血の塊の有無は問わない。	病気の証拠を発見するための血清検査と抗体検出、生物医学研究
組織、固定	固定した組織片 5 mm ³ 。	病気の徴候を検出するための組織検査と電子顕微鏡検査、分類研究、生物医学研究
組織、未処理（卵子、精子、胚を除く）	組織片 5 mm ³ 。冷凍保存する場合もある。	微生物と毒物を検出するための微生物検査と毒物検査、分類研究、生物医学研究
綿棒で集めた標本	綿棒についた微小な組織片を試験管に入れる。	病気を診断するための細菌、菌類などの培養
毛、皮、羽、鱗	試験管に皮の表面の小片（10 ml まで）を入れる。時に微小。固定剤を使う場合と使わない場合がある。	遺伝子検査と科学捜査検査、寄生虫と病原菌の検出、その他の検査
細胞株と組織培養	サンプルのサイズは無制限。	細胞株は一次または連続細胞株として培養される人工産物で、ワクチンその他の医薬品生産の検査と分類研究（染色体の研究や DNA の抽出など）に広く使われる。
DNA	少量の血液（5 ml まで）、毛、羽の小胞、筋肉、器官組織（肝臓、心臓など）、精製 DNA、その他。	性別の決定、識別、科学捜査、分類研究、生物医学研究
分泌物（唾液、毒液、乳）	1 ～ 5 ml を瓶に採取する。	系統発生研究、解毒剤の生産、生物医学研究